

# 小矢部市下水道基本計画見直しについて 概要版

## 背景・経緯

- ・厳しい財政状況（借入金返済 毎年約12億円、30年償還）
- ・人口減少や高齢化の本格化
- ・汚水処理施設の整備を取り巻く状況の変化（合併処理浄化槽の性能向上及び設置率増加）
- ・下水道アンケートの意見検証  
平成26年10月実施。下水道未整備地域2,106世帯対象、回答数934（44.3%）
- ・小矢部市外部評価委員会からの意見書（平成27年12月11日、市長へ提出）  
下水道未整備地区での下水道手法非効率的箇所に対し、合併処理浄化槽整備事業を活用した公共水域環境保全を目指した小矢部市公共下水道基本計画の見直しを求められた。

更なる効率的な下水道整備を行うため、既存下水道基本計画の見直しが必要

## 小矢部市下水道基本計画の見直し

### 経済性の検討

#### 国が提唱する「生活排水処理10年概成」（平成29～令和8年度）

- ・「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル」に基づく下水道整備が有利な区域の設定（合併処理浄化槽と下水道手法比較）

#### 下水道整備の財政計画

- ・下水道整備に要する借入金の返済が市の財政を圧迫しない計画

### 基本計画区域の検証

#### 事業効果を損なう要因

- ・すでに合併処理浄化槽が設置されている地区への下水道整備
- ・市街地に比べ1世帯当たり約2倍の管渠整備事業費を要する

#### 下水道事業期間の長期化と整備促進

- ・老朽化した下水道施設の改築に伴う、新規の管渠整備事業費の減少
- ・今後の下水道整備に要する期間が30～40年と予測
- ・生活排水処理10年概成が実施可能な計画量

#### 多くの交通量を有する幹線道路沿線の将来土地利活用の可能性

- ・土地利活用される可能性が高い幹線道路の選定

#### 既存集中式合併処理浄化槽利用住宅団地と店舗・工場への対応

- ・集中式合併処理浄化槽老朽化への対応
- ・店舗、工場等利用人数変化に対応できる下水道手法必要箇所の選定

## 見直し結果

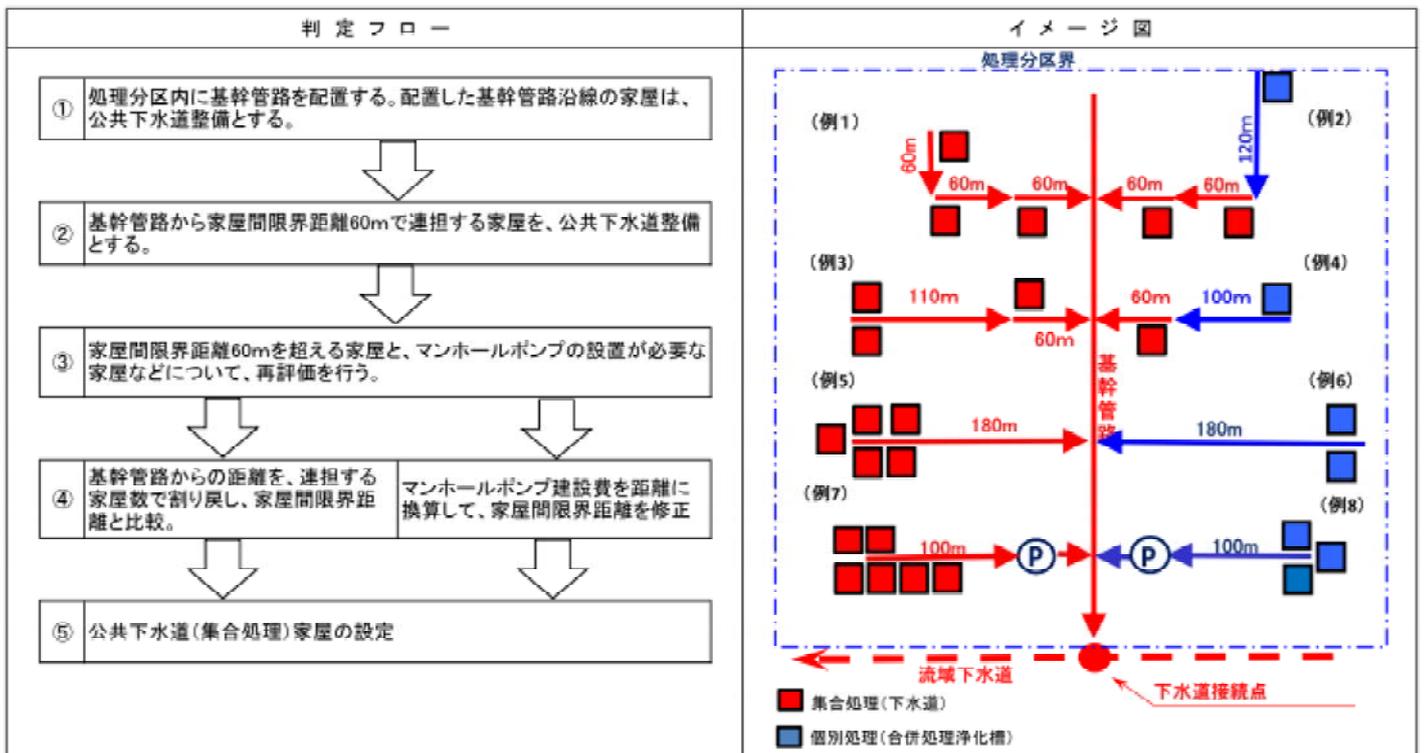
手法 幹線道路に下水道幹線を設置。家屋間限界距離60mと利用可能件数を乗じた枝管整備延長内で下水道整備を行い、その他の場合は個人設置型合併処理浄化槽事業で整備する。

（「手法説明」参照）

| 事業量・事業費        | 見直し前      |        | 見直し後   |         | 差引    |       |       |
|----------------|-----------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|
|                | 世帯数       | 率      | 世帯数    | 率       | 世帯数   | 率     |       |
| 既存下水道整備        | 7,336     | 71.7%  | 7,336  | 71.7%   | 0     | 0.0%  |       |
| 10年概成<br>整備事業量 | 下水道整備     | 2,629  | 25.7%  | 1,679   | 16.4% | △ 950 | -9.3% |
|                | 合併処理浄化槽整備 | 268    | 2.6%   | 1,218   | 11.9% | 950   | 9.3%  |
| 計              | 10,233    | 100.0% | 10,233 | 100.0%  | 0     | 0.0%  |       |
| 10年概成<br>整備事業費 | 下水道整備     | 206億円  | 90億円   | △ 116億円 |       |       |       |
|                | 合併処理浄化槽整備 | -      | 8億円    | 8億円     |       |       |       |
| 計              | 206億円     |        | 98億円   | △ 108億円 |       |       |       |

また、合併処理浄化槽整備促進と公共水域水質確保のため、合併処理浄化槽維持管理補助金制度と合併処理浄化槽改造資金利子補給金制度を新規創設する。（「新規創設制度」参照）

## 手法説明



## 新規創設制度

### ○小矢部市合併処理浄化槽維持管理補助金

平成29年度から合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽を適正に維持管理（法定検査、保守点検、清掃）されている方に対し、合併処理浄化槽の維持管理に要する経費の一部を補助します。

- ・補助対象区域 合併処理浄化槽整備区域及び下水道未整備区域
- ・補助対象者 補助対象区域内で主に居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置している方  
当該年度内に全ての維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を行った方  
法定検査において「適正」と判定された方  
市税等に滞納がない方  
当該土地において下水道が使用できる状況でない方

| 補助金額 |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|
| 人 槽  | 5       | 6~7     | 8~10    |
| 補助金額 | 24,000円 | 27,000円 | 36,000円 |

### ○小矢部市合併処理浄化槽改造資金利子補給金

平成29年度から合併処理浄化槽を設置し、それに接続する排水設備の改造工事を市内金融機関から資金の融資を受けて行った方を対象に、借入資金の利子に対して補給金を交付します。

- ・補助対象区域 合併処理浄化槽整備区域及び下水道未整備区域
- ・融資の内容 貸付限度額 2,000,000円以内、貸付利息 新長期プライムレート+1%、償還期限 60ヶ月以内  
償還方法 貸し付けを受ける翌月から元利均等月賦償還
- ・取扱金融機関 北陸銀行石動支店及び津沢支店、石動信用金庫本店及び中央支店及び福町支店、富山第一銀行石動支店、富山銀行石動支店、北國銀行石動支店、砺波信用金庫津沢支店、JAいなば本店及び支店
- ・利子補給金の額 金融機関に支払った利子額（延滞利子額を除く）に相当する額（貸付利率を年5%として計算して得た額に相当する額を限度）

※制度詳細については、市役所上下水道課にお問い合わせください。